【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月21日
【中間会計期間】	第87期中（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）
【会社名】	株式会社　東北銀行
【英訳名】	THE TOHOKU BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　浅沼　新
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市内丸３番１号
【電話番号】	019（651）6161（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長　　千葉　幸長
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目１番８号 株式会社　東北銀行　東京事務所
【電話番号】	03（3270）2851
【事務連絡者氏名】	東京事務所長　荒道　修士
【縦覧に供する場所】	株式会社　東北銀行　仙台支店 （宮城県仙台市青葉区国分町一丁目６番18号） 株式会社　東北銀行　東京支店 （東京都中央区日本橋室町三丁目１番８号） 株式会社　東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度 中間連結会計期間	平成17年度 中間連結会計期間	平成18年度 中間連結会計期間	平成16年度	平成17年度
		（自 平成16年 ４月１日 至 平成16年 ９月30日）	（自 平成17年 ４月１日 至 平成17年 ９月30日）	（自 平成18年 ４月１日 至 平成18年 ９月30日）	（自 平成16年 ４月１日 至 平成17年 ３月31日）	（自 平成17年 ４月１日 至 平成18年 ３月31日）
連結経常収益	百万円	8,345	8,694	8,493	16,811	17,664
連結経常利益	百万円	741	1,091	846	1,822	2,112
連結中間純利益	百万円	442	481	456	―	―
連結当期純利益	百万円	―	―	―	883	936
連結純資産額	百万円	19,210	21,447	23,908	19,863	20,486
連結総資産額	百万円	611,594	626,341	655,961	619,139	625,721
１株当たり純資産額	円	255.75	265.24	257.32	264.56	251.34
１株当たり中間純利益	円	5.87	6.30	5.52	―	―
１株当たり当期純利益	円	―	―	―	11.74	11.92
潜在株式調整後１株当たり中間純利益	円	―	―	5.03	―	―
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	円	―	―	―	―	11.90
連結自己資本比率 （国内基準）	%	7.94	9.00	9.42	8.25	8.78
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	9,324	3,503	8,118	5,247	597
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△10,086	△7,916	△10,277	△5,134	△6,961
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△234	1,301	△212	69	4,094
現金及び現金同等物の中間期末残高	百万円	19,342	17,417	15,885	―	―
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	―	―	―	20,528	18,262
従業員数 ［外、平均臨時従業員数］	人	652 [222]	631 [250]	631 [259]	629 [222]	613 [254]

（注）１．当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
２．平成16年度中間連結会計期間、平成17年度中間連結会計期間及び平成16年度の潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。
３．１株当たり情報の算定上の基礎は、「第５　経理の状況」中、１「(1) 中間連結財務諸表」の「１株当たり情報」に記載しております。
４．連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。
５．１株当たり純資産額は、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
６．連結自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

(2) 当行の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第85期中	第86期中	第87期中	第85期	第86期
決算年月		平成16年９月	平成17年９月	平成18年９月	平成17年３月	平成18年３月
経常収益	百万円	6,902	7,268	7,110	13,857	14,685
経常利益	百万円	825	926	747	1,766	1,721
中間純利益	百万円	439	470	454	―	―
当期純利益	百万円	―	―	―	910	914
資本金	百万円	6,000	6,728	7,231	6,000	6,828
発行済株式総数	千株	75,400	81,005	84,990	75,400	81,669
純資産額	百万円	19,069	21,325	21,689	19,752	20,353
総資産額	百万円	607,909	624,898	653,532	615,541	623,046
預金残高	百万円	569,019	584,709	611,967	575,999	580,555
貸出金残高	百万円	439,389	446,366	438,470	446,180	444,991
有価証券残高	百万円	105,164	107,118	113,834	99,836	103,526
１株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
単体自己資本比率（国内基準）	%	7.40	8.33	8.71	7.56	8.12
従業員数［外、平均臨時従業員数］	人	565 [217]	551 [243]	550 [253]	548 [218]	531 [247]

（注）１．消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
２．純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年９月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年９月30日現在

	銀行業務	リース業務	その他業務	合計
従業員数（人）	578 [256]	8 [-]	45 [3]	631 [259]

（注）１．従業員数は、嘱託及び臨時従業員264人を含んでおりません。
２．臨時従業員数は、［ ］内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成18年９月30日現在

従業員数（人）	550 [253]

（注）１．従業員数は、嘱託及び臨時従業員255人を含んでおりません。
なお、取締役を兼任しない執行役員３人を含んでおります。
２．臨時従業員数は、［ ］内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
３．当行の従業員組合は、東北銀行従業員組合と東北銀行労働組合と称し、組合員数は東北銀行従業員組合375人、東北銀行労働組合４人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

（経営方針）

当行は、地域社会への安定的資金供給を使命として設立された銀行であり、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」ことを経営理念として、地域経済の中核を担う中小企業等の皆さまを中心に営業活動を展開しております。

（中長期的な経営戦略及び目標とする経営指標）

当行は、平成18年４月から平成20年３月の２年間を計画期間とする中期経営計画“新・前・創”に取り組んでおります。

・**新**しいことにチャレンジする
・グループ一丸となって**前**進する
・しっかりとした基盤を**創**造する

ことを基本理念とし、「地域のために、お客様のために、株主のために」をテーマに掲げ、「地域の中小企業等育成・再生に注力する銀行」、「地域社会にやさしい銀行」を目指すべき姿とし、地域に密着した営業を展開しております。

中期経営計画“新・前・創”の具体的な経営数値目標として以下の３項目を掲げております。

① 地域への安定的な資金供給を行うために自己資本の充実を図り、連結自己資本比率を10%程度まで向上させます。
② 効率的及び積極的な経営により、当期純利益10億円以上を目指します。
③ 地域経済活性化のためには、地域の中小企業等の皆さまへ積極的に資金供給することが必要であり、早期に月末預金残高6,000億円を達成し、平成20年３月末には預金平残6,000億円を達成します。

“新・前・創”の経営数値目標

	目　標
Ⅰ．連結自己資本比率	10%程度（19年度）
Ⅱ．当期純利益	10億円以上（19年度）
Ⅲ．預金平残	6,000億円（19年度）

（金融経済環境及び業績）

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、個人消費や設備投資などの民間需要を中心に回復を続け、デフレ脱却に向けた動きが続きました。９月の日銀短観における全産業の業況判断指数（DI）は全体でプラス20と前回６月調査と同じ高い水準を維持し、企業の景況感が引き続き改善していることを示しました。国内景気は好調な企業収益を背景に設備投資が堅調なほか、雇用や所得環境の改善による個人消費も緩やかに増加し「いざなぎ景気」を超える好景気の持続が見込まれます。

金融情勢に目を移しますと、７月にゼロ金利政策が解除され、５年４ヵ月ぶりに金利が復活し、今年３月の量的緩和に続き、ゼロ金利にも終止符を打つことで、金融政策は転換点を迎えることとなりました。

株式市場は、好調な企業業績を背景に日経平均株価は４月に17,500円を回復したものの、９月末には16,127円で取引を終えました。

岩手県内の経済をみますと、全体として緩やかな改善基調で推移しましたが、家計部門で所得環境の改善が遅れていることなどから実感の乏しい状況となっております。

公共投資は低調で推移しておりますが、生産活動では主力の電子部品・デバイスが好調な生産を維持しました。また、製造業で誘致企業を中心に工場新設の動きがみられたほか、ショッピングセンターやスーパーなどの店舗新設が相次ぐなど活発な設備投資が行われました。

雇用情勢は、有効求人倍率が７月には８年７ヵ月ぶりに0.8倍台の水準にまで回復し改善基調で推移したものの、正社員の雇用は依然として低水準にとどまっております。

このような中、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」との経営理念のもと、営業活動を推進しました結果、地域経済を支える個人・中小企業の皆さまへの貸出比率が単体で84.40%となったのをはじめとして、以下の業績となりました。

預金（譲渡性を除く）は、前中間連結会計期間末比288億円増加し当中間連結会計期間末残高は6,090億円となり、中期経営計画の数値目標である月末預金残高6,000億円を達成いたしました。

貸出金は、前中間連結会計期間末比64億円減少し当中間連結会計期間末残高は4,346億円となりました。これは、不良性貸出金のオフバランス化を進めたことが主な要因であります。

有価証券は、安定的な利息収入の確保及び流動性を考慮しながら運用した結果、当中間連結会計期間末投資有価証券保有高は国債等を中心に前中間連結会計期間末比67億円増加し1,138億円となりました。

収益状況は、資金運用利回りの低迷が続くなか、利息収入の増強と手数料収入の増加に注力した結果、投資信託等の預り資産の増加による手数料収入は増加したものの、経常収益は前中間連結会計期間比２億１百万円減少し84億93百万円となりました。経常利益は預金金利の上昇等による資金調達費用の増加などの影響から、前中間連結会計期間比２億45百万円減少し８億46百万円となりました。中間純利益は、繰延税金資産の減少額を法人税等の調整額として計上したことにより前中間連結会計期間比25百万円減少し４億56百万円となりました。

当中間期の事業の種類別セグメントの業績は、銀行業務では、経常収益は前中間期比１億71百万円減少し71億98百万円、経常利益は前中間期比１億88百万円減少し７億49百万円となりました。リース業務では、経常収益は前中間期比60百万円減少し10億59百万円、経常利益は前中間期比18百万円減少し43百万円となりました。クレジットカード業務などその他金融関連業務では、経常収益は前中間期比52百万円減少し５億71百万円、経常利益は前中間期比39百万円減少し56百万円となりました。

連結自己資本比率は、国内基準を採用しており前中間連結会計期間末比0.42ポイント上昇し当中間連結会計期間末は9.42%となりました。

（キャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前中間連結会計期間末比15億32百万円減少し158億85百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の主要因となる預金・貸出金等の資金取引において、貸出金の減少、預金の増加及びコールローン等の増加などにより81億18百万円の収入となり、前中間連結会計期間比46億15百万円収入が増加しました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の主要因となる有価証券の資金取引等において、取得による支出が、売却及び償還による収入を上回ったことなどにより102億77百万円の支出となり、前中間連結会計期間比23億61百万円支出が増加しました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動については配当金の支払などにより２億12百万円の支出となり、前中間連結会計期間は新株予約権付社債の発行による収入が15億円計上されていたことから、前中間連結会計期間比15億13百万円収入が減少しました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支の合計額（業務粗利益）は、国内業務部門63億15百万円、国際業務部門63百万円であり、合計で63億78百万円となりました。

資金運用収益の主なものは、国内業務部門では貸出金利息51億68百万円、有価証券利息配当金４億61百万円などです。国際業務部門は、預け金利息66百万円、コールローン利息57百万円などです。資金調達費用の主なものは、国内業務部門は預金利息２億44百万円、借用金利息32百万円などです。国際業務部門は外国為替支払利息１億17百万円、預金利息３百万円などです。

役務取引等収支は、為替業務、代理業務を中心として、国内業務部門による収支がほぼ全額を占めており、合計で７億77百万円となりました。

その他業務収支の主なものは、国内業務部門は国債等債券損益△33百万円などです。国際業務部門は外国為替売買益が13百万円となったことなどにより、合計で１億51百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前中間連結会計期間	5,541	56	5,598
	当中間連結会計期間	5,401	48	5,449
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	5,702	144	4 5,842
	当中間連結会計期間	5,685	176	7 5,854
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	160	88	4 244
	当中間連結会計期間	284	128	7 405
役務取引等収支	前中間連結会計期間	774	0	775
	当中間連結会計期間	776	1	777
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,255	3	1,259
	当中間連結会計期間	1,264	4	1,268
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	481	3	484
	当中間連結会計期間	488	2	491
その他業務収支	前中間連結会計期間	316	△39	277
	当中間連結会計期間	137	13	151
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	1,381	15	1,396
	当中間連結会計期間	1,186	13	1,200
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1,064	54	1,119
	当中間連結会計期間	1,049	－	1,049

（注）１．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

２．資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達の状況

当中間連結会計期間の国内業務部門の資金運用勘定平均残高は、貸出金、有価証券を中心に5,875億85百万円、資金運用利息は56億85百万円、資金運用利回りは1.93%となりました。一方、資金調達勘定平均残高は、預金を中心に5,913億26百万円、資金調達利息は２億84百万円、資金調達利回りは0.09%となりました。

国際業務部門の資金運用勘定平均残高は、有価証券、預け金を中心に128億31百万円、資金運用利息は１億76百万円、資金運用利回りは2.74%となりました。また、資金調達勘定平均残高は、預金などで128億80百万円、資金調達利息は１億28百万円、資金調達利回りは1.98%となりました。

以上により、国内業務部門がほぼ全体を占めております。

①　国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(12,213) 565,287	(4) 5,702	2.01
	当中間連結会計期間	(12,681) 587,585	(7) 5,685	1.93
うち貸出金	前中間連結会計期間	429,092	5,268	2.44
	当中間連結会計期間	428,169	5,168	2.40
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	91	0	0.16
	当中間連結会計期間	124	0	0.53
うち有価証券	前中間連結会計期間	93,367	425	0.90
	当中間連結会計期間	107,274	461	0.85
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	27,845	2	0.02
	当中間連結会計期間	33,163	23	0.14
うち預け金	前中間連結会計期間	2,177	0	0.00
	当中間連結会計期間	5,102	22	0.87
資金調達勘定	前中間連結会計期間	572,162	160	0.05
	当中間連結会計期間	591,326	284	0.09
うち預金	前中間連結会計期間	566,823	119	0.04
	当中間連結会計期間	585,011	244	0.08
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うち借用金	前中間連結会計期間	3,336	35	2.09
	当中間連結会計期間	2,601	32	2.47

（注）１．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

２．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間531百万円、当中間連結会計期間566百万円）を控除して表示しております。

３．（　）内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	12,512	144	2.30
	当中間連結会計期間	12,831	176	2.74
うち貸出金	前中間連結会計期間	50	1	4.04
	当中間連結会計期間	50	1	5.75
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うち有価証券	前中間連結会計期間	7,338	54	1.46
	当中間連結会計期間	8,000	49	1.22
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	1,700	30	3.53
	当中間連結会計期間	2,061	57	5.53
うち預け金	前中間連結会計期間	3,222	57	3.56
	当中間連結会計期間	2,429	66	5.47
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(12,213) 12,555	(4) 88	1.39
	当中間連結会計期間	(12,681) 12,880	(7) 128	1.98
うち預金	前中間連結会計期間	341	2	1.70
	当中間連結会計期間	196	3	3.77
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うち借用金	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―

（注）1．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間０百万円、当中間連結会計期間０百万円）を控除して表示しております。
2．（ ）内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。
3．国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式（前月末Ｔ．Ｔ．仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式）により算出しております。

③　合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	565,587	5,842	2.06
	当中間連結会計期間	587,735	5,854	1.98
うち貸出金	前中間連結会計期間	429,143	5,269	2.44
	当中間連結会計期間	428,220	5,170	2.40
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	91	0	0.16
	当中間連結会計期間	124	0	0.53
うち有価証券	前中間連結会計期間	100,706	479	0.94
	当中間連結会計期間	115,274	510	0.88
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	29,546	33	0.22
	当中間連結会計期間	35,225	80	0.45
うち預け金	前中間連結会計期間	5,399	57	2.12
	当中間連結会計期間	7,532	88	2.35
資金調達勘定	前中間連結会計期間	572,505	244	0.08
	当中間連結会計期間	591,525	405	0.13
うち預金	前中間連結会計期間	567,165	122	0.04
	当中間連結会計期間	585,208	248	0.08
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―
うち借用金	前中間連結会計期間	3,336	35	2.09
	当中間連結会計期間	2,601	32	2.47

（注）１．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間532百万円、当中間連結会計期間567百万円）を控除して表示しております。
２．国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、国内業務部門12億64百万円、国際業務部門４百万円、合計で12億68百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門４億88百万円、国際業務部門２百万円、合計で４億91百万円となりました。国内業務部門が役務取引等収支のほぼ全額を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,255	3	1,259
	当中間連結会計期間	1,264	4	1,268
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	165	―	165
	当中間連結会計期間	165	―	165
うち為替業務	前中間連結会計期間	365	3	369
	当中間連結会計期間	355	4	359
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	104	―	104
	当中間連結会計期間	149	―	149
うち代理業務	前中間連結会計期間	281	―	281
	当中間連結会計期間	256	―	256
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	19	―	19
	当中間連結会計期間	18	―	18
うち保証業務	前中間連結会計期間	14	―	14
	当中間連結会計期間	88	―	88
役務取引等費用	前中間連結会計期間	481	3	484
	当中間連結会計期間	488	2	491
うち為替業務	前中間連結会計期間	62	3	65
	当中間連結会計期間	60	2	63

（注）　国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	579,976	262	580,239
	当中間連結会計期間	608,881	197	609,079
うち流動性預金	前中間連結会計期間	223,935	－	223,935
	当中間連結会計期間	242,016	－	242,016
うち定期性預金	前中間連結会計期間	350,208	－	350,208
	当中間連結会計期間	364,731	－	364,731
うちその他	前中間連結会計期間	5,832	262	6,094
	当中間連結会計期間	2,133	197	2,330
譲渡性預金	前中間連結会計期間	－	－	－
	当中間連結会計期間	－	－	－
総合計	前中間連結会計期間	579,976	262	580,239
	当中間連結会計期間	608,881	197	609,079

（注）１．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

２．定期性預金＝定期預金＋定期積金

３．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成17年９月30日		平成18年９月30日	
	貸出金残高（百万円）	構成比（%）	貸出金残高（百万円）	構成比（%）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	441,118	100.00	434,697	100.00
製造業	30,184	6.84	31,026	7.14
農業	2,030	0.46	2,345	0.54
林業	228	0.05	212	0.05
漁業	666	0.15	594	0.14
鉱業	569	0.13	463	0.11
建設業	47,595	10.79	43,882	10.09
電気・ガス・熱供給・水道業	3,441	0.78	4,170	0.96
情報通信業	2,426	0.55	2,320	0.53
運輸業	7,697	1.74	8,762	2.01
卸売・小売業	54,171	12.28	51,651	11.88
金融・保険業	25,171	5.71	28,011	6.44
不動産業	47,634	10.80	47,799	11.00
各種サービス業	62,212	14.10	61,928	14.25
地方公共団体	28,350	6.43	28,587	6.58
その他	128,744	29.19	122,945	28.28
海外及び特別国際金融取引勘定分	―	―	―	―
政府等	―	―	―	―
金融機関	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
合計	441,118	―	434,697	―

（注）「国内」とは当行及び連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項なし

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	52,880	－	52,880
	当中間連結会計期間	55,810	－	55,810
地方債	前中間連結会計期間	3,535	－	3,535
	当中間連結会計期間	3,392	－	3,392
社債	前中間連結会計期間	34,550	－	34,550
	当中間連結会計期間	36,732	－	36,732
株式	前中間連結会計期間	3,659	－	3,659
	当中間連結会計期間	6,884	－	6,884
その他の証券	前中間連結会計期間	4,966	7,536	12,503
	当中間連結会計期間	3,007	8,022	11,029
合計	前中間連結会計期間	99,592	7,536	107,128
	当中間連結会計期間	105,828	8,022	113,850

（注）１．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

２．「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

（単体情報）

（参　考）

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1．損益の概要（単体）

	前中間会計期間（百万円）（A）	当中間会計期間（百万円）（B）	増減（百万円）（B）－（A）
業務粗利益	6,295	5,937	△358
経費（除く臨時処理分）	4,738	4,709	△29
人件費	2,397	2,386	△11
物件費	2,049	2,049	0
税金	291	273	△18
業務純益（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	－	1,228	－
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	1,556	1,228	△328
一般貸倒引当金繰入額	929	△102	△1,031
業務純益	627	1,331	704
うち債券関係損益	163	△33	△196
臨時損益	299	△583	△882
株式関係損益	127	－	△127
不良債権処理損失	△135	744	879
貸出金償却	357	452	95
個別貸倒引当金純繰入額	△508	270	778
延滞債権等売却損	15	22	7
その他臨時損益	36	161	125
経常利益	926	747	△179
特別損益	38	24	△14
うち固定資産処分損益	△0	△3	△3
税引前中間純利益	964	771	△193
法人税、住民税及び事業税	648	9	△639
法人税等調整額	△153	307	460
中間純利益	470	454	△16

（注）1．業務粗利益＝（資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用）＋役務取引等収支＋その他業務収支

2．業務純益＝業務粗利益－経費（除く臨時処理分）－一般貸倒引当金繰入額

3．「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4．臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5．債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

6．株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

２．利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間（%）（A）	当中間会計期間（%）（B）	増減（%）（B）－（A）
(1) 資金運用利回　①	1.97	1.89	△0.08
(イ) 貸出金利回	2.39	2.35	△0.04
(ロ) 有価証券利回	0.90	0.85	△0.05
(2) 資金調達原価　②	1.68	1.66	△0.02
(イ) 預金等利回	0.04	0.08	0.04
(ロ) 外部負債利回	2.11	2.77	0.66
(3) 総資金利鞘　①－②	0.29	0.23	△0.06

（注）１．「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は含んでおりません。
２．「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借用金

３．ＲＯＥ（単体）

	前中間会計期間（%）（A）	当中間会計期間（%）（B）	増減（%）（B）－（A）
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	－	11.65	－
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	15.11	11.65	△3.46
業務純益ベース	6.09	12.62	6.53
中間純利益ベース	4.56	4.31	△0.25

４．預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間（百万円）（A）	当中間会計期間（百万円）（B）	増減（百万円）（B）－（A）
預金（末残）	584,709	611,967	27,258
預金（平残）	569,724	587,662	17,938
貸出金（末残）	446,366	438,470	△7,896
貸出金（平残）	432,261	431,690	△571

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間（百万円）（A）	当中間会計期間（百万円）（B）	増減（百万円）（B）－（A）
個人	384,871	397,176	12,305
法人	199,837	214,791	14,954
合計	584,709	611,967	27,258

（注）　譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間（百万円）（A）	当中間会計期間（百万円）（B）	増減（百万円）（B）－（A）
消費者ローン残高	105,157	100,495	△4,662
住宅ローン残高	95,048	91,047	△4,001
その他ローン残高	10,109	9,447	△662

(4) 中小企業等貸出金

			前中間会計期間（A）	当中間会計期間（B）	増減（B）－（A）
中小企業等貸出金残高	①	百万円	394,456	370,066	△24,390
総貸出金残高	②	百万円	446,366	438,470	△7,896
中小企業等貸出金比率	①／②	%	88.37	84.40	△3.97
中小企業等貸出先件数	③	件	51,697	49,581	△2,116
総貸出先件数	④	件	51,777	49,673	△2,104
中小企業等貸出先件数比率	③／④	%	99.84	99.81	△0.03

（注）中小企業等とは、資本金３億円（ただし、卸売業は１億円、小売業、サービス業は５千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

５．債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	－	－	－	－
信用状	15	19	15	34
保証	2,832	10,699	2,763	10,248
計	2,847	10,718	2,778	10,283

（自己資本比率の状況）

（参　考）

自己資本比率は、銀行法14条の２の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成５年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成17年９月30日 金額（百万円）	平成18年９月30日 金額（百万円）
基本的項目	資本金	6,728	7,231
	うち非累積的永久優先株	－	－
	新株式申込証拠金	－	－
	資本剰余金	4,667	5,165
	利益剰余金	7,379	8,090
	自己株式（△）	32	41
	自己株式申込証拠金	－	－
	社外流出予定額（△）	－	212
	その他有価証券の評価差損（△）	－	303
	為替換算調整勘定	－	－
	新株予約権	－	－
	連結子会社の少数株主持分	1,948	2,083
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	－	－
	営業権相当額（△）	－	－
	のれん相当額（△）	－	－
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	－	－
	連結調整勘定相当額（△）	－	－
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	－	－
	繰延税金資産の控除金額（△）	－	－
	計　（Ａ）	20,691	22,012
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注１）	－	－
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,340	1,338
	一般貸倒引当金	2,106	2,093
	負債性資本調達手段等	2,700	2,700
	うち永久劣後債務（注２）	－	－
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注３）	2,700	2,700
	計	6,147	6,131
	うち自己資本への算入額　（Ｂ）	5,880	5,885
控除項目	控除項目（注４）　（Ｃ）	50	50
自己資本額	(Ａ)＋(Ｂ)－(Ｃ)　（Ｄ）	26,522	27,847
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	284,299	285,826
	オフ・バランス取引項目	10,171	9,674
	計　（Ｅ）	294,470	295,501
連結自己資本比率（国内基準）＝Ｄ／Ｅ×100（%）		9.00	9.42

（注）１．告示第23条第２項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

２．告示第24条第１項第３号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
(4) 利払い義務の延期が認められるものであること
３．告示第24条第１項第４号及び第５号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が５年を超えるものに限られております。
４．告示第25条第１項第１号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第２号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成17年９月30日	平成18年９月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	6,728	7,231
	うち非累積的永久優先株	―	―
	新株式申込証拠金	―	―
	資本準備金	4,659	5,156
	その他資本剰余金	7	8
	利益準備金	1,815	1,856
	その他利益剰余金	―	6,098
	任意積立金	4,593	―
	中間未処分利益	848	―
	その他	―	―
	自己株式（△）	32	41
	自己株式申込証拠金	―	―
	社外流出予定額（△）	―	212
	その他有価証券の評価差損（△）	―	303
	新株予約権	―	―
	営業権相当額（△）	―	―
	のれん相当額（△）	―	―
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	―	―
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	―	―
	繰延税金資産の控除金額（△）	―	―
	計　（A）	18,621	19,793
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注１）	―	―
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,340	1,338
	一般貸倒引当金	1,770	1,724
	負債性資本調達手段等	2,700	2,700
	うち永久劣後債務（注２）	―	―
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注３）	2,700	2,700
	計	5,811	5,762
	うち自己資本への算入額　（B）	5,811	5,762
控除項目	控除項目（注４）　（C）	50	50
自己資本額	(A)＋(B)－(C)　（D）	24,382	25,505
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	282,521	283,029
	オフ・バランス取引項目	10,171	9,674
	計　（E）	292,692	292,704
単体自己資本比率（国内基準）＝D／E×100（%）		8.33	8.71

（注）１．告示第30条第２項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

２．告示第31条第１項第３号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
(4) 利払い義務の延期が認められるものであること
３．告示第31条第１項第４号及び第５号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が５年を超えるものに限られております。
４．告示第32条第１項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

（資産の査定）
（参　考）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第６条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２．危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３．要管理債権

要管理債権とは、３ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４．正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成17年９月30日	平成18年９月30日
	金額（百万円）	金額（百万円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	8,393	8,033
危険債権	10,258	8,040
要管理債権	6,583	8,792
正常債権	432,396	424,482

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び連結子会社）が対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項なし

5【研究開発活動】

該当事項なし

第３【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
当行	－	紫波支店	岩手県 紫波郡	新築 移転	店舗	85	－	自己資金	平成18年11月	平成19年３月

(注）上記設備計画の記載金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（平成18年９月30日）	提出日現在発行数（株）（平成18年12月21日）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	84,990,927	85,947,262	東京証券取引所市場第一部	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
計	84,990,927	85,947,262	―	―

（注）提出日現在発行数には、平成18年12月１日からこの半期報告書を提出する日までの新株予約権付社債の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第341条ノ２の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、つぎのとおりであります。

平成18年２月７日取締役会決議

	中間会計期間末現在（平成18年９月30日）	提出日の前月末現在（平成18年11月30日）
新株予約権付社債の残高（百万円）	2,000	1,800
新株予約権の数（個）	20	18
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,220,839　（注）１	9,244,992　（注）２
新株予約権の行使時の払込金額（円）	216.9　（注）３	194.7　（注）３
新株予約権の行使期間	自　平成18年２月24日 至　平成20年２月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　217.0　（注）４ 資本組入額　109　（注）５	発行価格　194.8　（注）４ 資本組入額　98　（注）５

	中間会計期間末現在 （平成18年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の行使の条件	当行が本社債を繰上償還する場合または当行が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日または期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。当行が本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券（登録をした本新株予約権付社債に係る本社債を繰上償還する場合は、当行の定める請求書）が償還金支払場所に提出された時以降、本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は旧商法第341条ノ２第４項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	―――	―――

（注）１．2,000,000,000円（新株予約権付社債の残高）÷216.9円（中間会計期間末現在の転換価額）
本新株予約権の行使請求により当行が交付する数は、行使請求に係る本社債の発行価額を転換価額で除して得られる最大整数とする。この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
２．1,800,000,000円（新株予約権付社債の残高）÷194.7円（提出日の前月末現在の転換価額）
本新株予約権の行使請求により当行が交付する数は、行使請求に係る本社債の発行価額を転換価額で除して得られる最大整数とする。この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
３．本新株予約権付社債の発行後、毎月第３金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の３連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの３連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。）に修正される。
４．行使請求に係る本社債の残高を交付株式数で除した金額とする。
５．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当行普通株式１株の発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成18年４月１日～平成18年９月30日（注）	3,321	84,990	402,133	7,231,052	397,866	5,156,984

（注）新株予約権付社債の権利行使による当中間会計期間中の合計数・額であります。

(4) 【大株主の状況】

平成18年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目８番11号	3,582	4.21
東北銀行従業員持株会	盛岡市内丸３番１号	2,442	2.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番３号	1,524	1.79
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目２番２号	1,106	1.30
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町一丁目２番３号	1,072	1.26
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番１号	1,066	1.25
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番２号	925	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	東京都中央区晴海一丁目８番11号	916	1.07
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	901	1.06
日本通運株式会社	東京都港区東新橋一丁目９番３号	649	0.76
計	－	14,184	16.68

(5) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成18年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　177,000	－	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式　83,580,000	83,580	同上
単元未満株式	普通株式　1,233,927	－	１単元（1,000株）未満の株式
発行済株式総数	84,990,927	－	－
総株主の議決権	－	83,580	－

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式123株が含まれております。

②【自己株式等】

平成18年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 株式会社東北銀行	盛岡市内丸３番１号	177,000	－	177,000	0.20
計	－	177,000	－	177,000	0.20

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年４月	５月	６月	７月	８月	９月
最高（円）	347	318	289	281	258	250
最低（円）	305	286	239	241	240	233

（注）最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項なし

(2) 退任役員

該当事項なし

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役地域戦略部長	常務取締役	笹渡　守	平成18年10月１日

第５【経理の状況】

１．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
　なお、前中間連結会計期間（自平成17年４月１日　至平成17年９月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

２．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
　なお、前中間会計期間（自平成17年４月１日　至平成17年９月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

３．当中間連結会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）及び当中間会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）は、中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。

４．前中間連結会計期間（自平成17年４月１日　至平成17年９月30日）及び当中間連結会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成17年４月１日　至平成17年９月30日）及び当中間会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の２の規定に基づき、北光監査法人の監査証明を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

区分	注記番号	前中間連結会計期間末（平成17年９月30日）		当中間連結会計期間末（平成18年９月30日）		前連結会計年度の連結貸借対照表（平成18年３月31日）	
		金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
（資産の部）							
現金預け金	※７	19,804	3.16	28,552	4.35	21,358	3.41
コールローン及び買入手形		29,235	4.67	50,100	7.64	29,700	4.75
買入金銭債権		500	0.08	500	0.08	500	0.08
商品有価証券		38	0.01	76	0.01	49	0.01
有価証券	※７	107,128	17.10	113,850	17.36	103,533	16.55
貸出金	※1,2,3,4,5,6,8	441,118	70.43	434,697	66.27	440,860	70.46
外国為替	※６	112	0.02	190	0.03	218	0.03
その他資産	※７	4,779	0.76	4,695	0.71	5,494	0.88
動産不動産	※7,9,10,11	12,873	2.06	－	－	12,723	2.03
有形固定資産	※9,10,11	－	－	12,156	1.85	－	－
無形固定資産		－	－	373	0.06	－	－
繰延税金資産		5,656	0.90	5,524	0.84	6,076	0.97
支払承諾見返		10,718	1.71	10,283	1.57	10,490	1.68
貸倒引当金		△5,626	△0.90	△5,038	△0.77	△5,282	△0.85
資産の部合計		626,341	100.00	655,961	100.00	625,721	100.00

区分	注記番号	前中間連結会計期間末（平成17年９月30日） 金額（百万円）	構成比（%）	当中間連結会計期間末（平成18年９月30日） 金額（百万円）	構成比（%）	前連結会計年度の連結貸借対照表（平成18年３月31日） 金額（百万円）	構成比（%）
（負債の部）							
預金	※７	580,239	92.64	609,079	92.85	577,455	92.29
借用金	※12	3,052	0.49	2,574	0.39	2,652	0.42
外国為替		0	0.00	0	0.00	0	0.00
社債	※13	1,200	0.19	1,200	0.18	1,200	0.19
新株予約権付社債		―	―	2,000	0.31	2,800	0.45
その他負債		4,124	0.66	3,205	0.49	4,840	0.77
退職給付引当金		2,407	0.38	2,419	0.37	2,454	0.39
再評価に係る繰延税金負債	※９	1,203	0.19	1,291	0.20	1,292	0.21
支払承諾		10,718	1.71	10,283	1.57	10,490	1.68
負債の部合計		602,945	96.26	632,053	96.36	603,186	96.40
（少数株主持分）							
少数株主持分		1,948	0.31	―	―	2,048	0.33
（資本の部）							
資本金		6,728	1.08	―	―	6,828	1.09
資本剰余金		4,667	0.75	―	―	4,767	0.76
利益剰余金		7,581	1.21	―	―	7,835	1.25
土地再評価差額金	※９	1,775	0.28	―	―	1,685	0.27
その他有価証券評価差額金		726	0.12	―	―	△593	△0.09
自己株式		△32	△0.01	―	―	△37	△0.01
資本の部合計		21,447	3.43	―	―	20,486	3.27
負債、少数株主持分及び資本の部合計		626,341	100.00	―	―	625,721	100.00
（純資産の部）							
資本金		―	―	7,231	1.10	―	―
資本剰余金		―	―	5,165	0.79	―	―
利益剰余金		―	―	8,090	1.23	―	―
自己株式		―	―	△41	△0.01	―	―
株主資本合計		―	―	20,444	3.11	―	―
その他有価証券評価差額金		―	―	△303	△0.05	―	―
繰延ヘッジ損益		―	―	0	0.00	―	―
土地再評価差額金	※９	―	―	1,683	0.26	―	―
評価・換算差額等合計		―	―	1,379	0.21	―	―
少数株主持分		―	―	2,083	0.32	―	―
純資産の部合計		―	―	23,908	3.64	―	―
負債及び純資産の部合計		―	―	655,961	100.00	―	―

②【中間連結損益計算書】

区分	注記番号	前中間連結会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日） 金額（百万円）	百分比（%）	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日） 金額（百万円）	百分比（%）	前連結会計年度の要約連結損益計算書 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日） 金額（百万円）	百分比（%）
経常収益		8,694	100.00	8,493	100.00	17,664	100.00
資金運用収益		5,842		5,854		11,713	
(うち貸出金利息)		(5,269)		(5,170)		(10,538)	
(うち有価証券利息配当金)		(479)		(511)		(999)	
役務取引等収益		1,259		1,268		2,576	
その他業務収益		1,396		1,200		2,661	
その他経常収益		195		169		712	
経常費用		7,602	87.44	7,647	90.03	15,551	88.04
資金調達費用		244		405		478	
(うち預金利息)		(122)		(248)		(243)	
役務取引等費用		484		491		979	
その他業務費用		1,119		1,049		2,086	
営業経費		4,867		4,941		9,781	
その他経常費用	※１	886		759		2,225	
経常利益		1,091	12.56	846	9.97	2,112	11.96
特別利益		59	0.68	52	0.62	137	0.78
特別損失		21	0.25	27	0.33	24	0.14
動産不動産処分損		0		－		3	
固定資産処分損		－		3		－	
減損損失	※２	19		13		19	
その他の特別損失	※３	1		10		1	
税金等調整前中間(当期)純利益		1,129	12.99	871	10.26	2,225	12.60
法人税、住民税及び事業税		708	8.14	51	0.61	783	4.44
法人税等調整額		△157	△1.81	323	3.81	298	1.69
少数株主利益		97	1.12	39	0.47	206	1.17
中間(当期)純利益		481	5.54	456	5.37	936	5.30

③【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

（中間連結剰余金計算書）

		前中間連結会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	前連結会計年度の連結剰余金計算書 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
区分	注記番号	金額（百万円）	金額（百万円）
（資本剰余金の部）			
資本剰余金期首残高		3,938	3,938
資本剰余金増加高		729	829
新株予約権付社債の権利行使による新株式の発行		721	821
自己株式処分差益		7	8
資本剰余金中間期末(期末)残高		4,667	4,767
（利益剰余金の部）			
利益剰余金期首残高		7,287	7,287
利益剰余金増加高		481	936
中間（当期）純利益		481	936
利益剰余金減少高		187	389
配当金		187	389
利益剰余金中間期末(期末)残高		7,581	7,835

（中間連結株主資本等変動計算書）

当中間連結会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年３月31日　残高（百万円）	6,828	4,767	7,835	△37	19,393
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	402	397	－	－	800
剰余金の配当（注）	－	－	△203	－	△203
中間純利益	－	－	456	－	456
自己株式の取得	－	－	－	△5	△5
自己株式の処分	－	0	－	0	1
土地再評価差額金の取崩	－	－	2	－	2
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	402	397	255	△4	1,051
平成18年９月30日　残高（百万円）	7,231	5,165	8,090	△41	20,444

	評価・換算差額等			少数株主持分
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	
平成18年３月31日　残高（百万円）	△593	－	1,685	2,048
中間連結会計期間中の変動額				
新株の発行	－	－	－	－
剰余金の配当（注）	－	－	－	－
中間純利益	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	－	－
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	289	0	△2	35
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	289	0	△2	35
平成18年９月30日　残高（百万円）	△303	0	1,683	2,083

（注）平成18年６月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
区分	注記番号	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		1,129	871	2,225
減価償却費		1,001	924	2,000
減損損失		19	13	19
連結調整勘定償却額		―	―	△6
貸倒引当金の増加額		131	△244	△211
退職給付引当金の増加額		85	△34	131
資金運用収益		△5,842	△5,854	△11,713
資金調達費用		244	405	478
有価証券関係損益(△)		△279	36	△663
動産不動産処分損益(△)		0	―	3
固定資産処分損益(△)		―	3	―
貸出金の純増（△）減		1,592	6,163	1,850
預金の純増減（△）		7,191	31,623	4,407
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）		△395	△78	△795
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減		246	△9,571	△462
コールローン等の純増(△)減		△5,967	△20,400	△6,431
外国為替(資産)の純増(△)減		11	27	△93
外国為替(負債)の純増減(△)		0	0	0
資金運用による収入		5,832	5,589	11,594
資金調達による支出		△238	△298	△473
その他		△579	△764	△140
小計		4,185	8,411	1,720
法人税等の支払額		△681	△293	△1,123
営業活動によるキャッシュ・フロー		3,503	8,118	597

		前中間連結会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
区分	注記番号	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△24,727	△32,712	△44,614
有価証券の売却による収入		12,891	16,269	30,029
有価証券の償還による収入		4,462	6,606	8,990
動産不動産の取得による支出		△577	－	△1,416
有形固定資産の取得による支出		－	△481	－
無形固定資産の取得による支出		－	△43	－
動産不動産の売却による収入		34	－	53
有形固定資産の売却による収入		－	85	－
子会社株式の取得による支出		－	－	△3
投資活動によるキャッシュ・フロー		△7,916	△10,277	△6,961
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー				
新株予約権付社債の発行による収入		1,500	－	4,500
配当金支払額		△187	△203	△389
少数株主への配当金支払額		△5	△5	△5
自己株式の取得による支出		△5	△5	△11
自己株式の売却による収入		0	1	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,301	△212	4,094
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額		△0	△5	2
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額（△減少額）		△3,111	△2,377	△2,266
Ⅵ　現金及び現金同等物の期首残高		20,528	18,262	20,528
Ⅶ　現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高		17,417	15,885	18,262

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
１．連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社　５社 会社名　東北ビジネスサービス株式会社 株式会社東北ジェーシービーカード 東北保証サービス株式会社 とうぎん総合リース株式会社 東北銀ソフトウェアサービス株式会社 (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社　５社 同左 (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社　５社 連結子会社名は、「第１　企業の概況　４．関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 該当ありません。
２．持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	同左	同左
３．連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 ９月末日　　５社	同左	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 ３月末日　　５社
４．会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

	前中間連結会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　９年～30年 動産　３年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　９年～30年 動産　３年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 ② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却してしております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　９年～30年 動産　３年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

	前中間連結会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
	「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く。）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,066百万円であります。	「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く。）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,549百万円であります。	「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く。）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,961百万円であります。

	前中間連結会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理	(6) 退職給付引当金の計上基準 同左	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社につきましては、該当ありません。	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社につきましては、該当ありません。

	前中間連結会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
	(8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(8) リース取引の処理方法 同左	(8) リース取引の処理方法 同左
	(9) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスクヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社につきましては、該当ありません。	(9) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスクヘッジ 同左	(9) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスクヘッジ 同左
	(10) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。	(10) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(10) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
５．（中間）連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
（固定資産の減損に係る会計基準） 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号平成15年10月31日）を当中間連結会計期間から適用しております。これにより税金等調整前中間純利益は19百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。	（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号平成17年12月９日）を当中間連結会計期間から適用しております。 当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は21,824百万円であります。 なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。	（固定資産の減損に係る会計基準） 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号平成15年10月31日）を当連結会計年度から適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は19百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

表示方法の変更

前中間連結会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）
―――――	「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年４月28日）により改正され、平成18年４月１日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。 （中間連結貸借対照表関係） (1)　総額で繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益として「その他資産」及び「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 (2)　負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。 (3)　「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。 (4)　「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。 （中間連結損益計算書関係） 「動産不動産処分損」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損」として表示しております。 （中間連結キャッシュ・フロー計算書関係） 「動産不動産処分損益（△）」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益（△）」として表示しております。 また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」として表示しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

前中間連結会計期間末 （平成17年９月30日）	当中間連結会計期間末 （平成18年９月30日）	前連結会計年度末 （平成18年３月31日）
※１．貸出金のうち、破綻先債権額は1,709百万円、延滞債権額は17,409百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	※１．貸出金のうち、破綻先債権額は2,164百万円、延滞債権額は14,283百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	※１．貸出金のうち、破綻先債権額は1,856百万円、延滞債権額は14,938百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※２．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は373百万円であります。 なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※２．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は383百万円であります。 なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※２．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は320百万円であります。 なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※３．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,228百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※３．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,457百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※３．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,629百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
※４．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,720百万円であります。 なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※４．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,288百万円であります。 なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※５．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、2,003百万円であります。	※４．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,745百万円であります。 なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※６．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,897百万円であります。	※６．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,348百万円であります。	※６．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,876百万円であります。

前中間連結会計期間末 （平成17年９月30日）	当中間連結会計期間末 （平成18年９月30日）	前連結会計年度末 （平成18年３月31日）
※７．担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券　4,870百万円 担保資産に対応する債務 預金　3,166百万円 上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券34,470百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は60百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、０百万円であります。	※７．担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券　4,688百万円 現金　５百万円 担保資産に対応する債務 預金　3,311百万円 上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券34,592百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は40百万円、敷金は19百万円であります。	※７．担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券　4,626百万円 現金　２百万円 担保資産に対応する債務 預金　5,122百万円 上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券39,996百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は60百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、０百万円であります。
※８．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、158,027百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが152,363百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※８．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、166,790百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが150,890百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※８．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、167,841百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが148,235百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

前中間連結会計期間末 （平成17年９月30日）	当中間連結会計期間末 （平成18年９月30日）	前連結会計年度末 （平成18年３月31日）
※９．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,603百万円	※９．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,938百万円	※９．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,924百万円
※10．動産不動産の減価償却累計額 17,716百万円	※10．有形固定資産の減価償却累計額 18,119百万円	※10．動産不動産の減価償却累計額 17,959百万円
※11．動産不動産の圧縮記帳額 537百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額　－百万円)	※11．有形固定資産の圧縮記帳額 511百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額　－百万円)	※11．動産不動産の圧縮記帳額 511百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額　－百万円)
※12．借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。	※12．借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。	※12．借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。
※13．社債は、劣後特約付社債であります。	※13．社債は、劣後特約付社債であります。	※13．社債は、劣後特約付社債であります。

（中間連結損益計算書関係）

前中間連結会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
※１．その他経常費用には、貸倒引当金繰入額478百万円及び貸出金償却357百万円を含んでおります。	※１．その他経常費用には、貸出金償却452百万円及び貸倒引当金繰入額261百万円を含んでおります。	※１．その他の経常費用には、貸出金償却1,011百万円を含んでおります。
※２．固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号平成15年10月31日）を当中間連結会計期間から適用しております。 当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産は各々を1つの単位としてグルーピングを行っております。また、連結される子会社は各々独立した単位としてグルーピングを行っております。 営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ２か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額19百万円を減損損失として計上しております。		※２．固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号平成15年10月31日）を当連結会計年度から適用しております。 当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産は各々を1つの単位としてグルーピングを行っております。また、連結子会社は各々独立した単位としてグルーピングを行っております。 営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ２か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額19百万円を減損損失として特別損失に計上しております。
区分　地域　主な用途　種類　減損損失 稼動資産　岩手県外　営業店舗１か所　建物　３百万円 遊休資産　岩手県内　遊休資産１か所　土地　15百万円 合計　19百万円		区分　地域　主な用途　種類　減損損失 稼動資産　岩手県外　営業店舗１か所　建物　３百万円 遊休資産　岩手県内　遊休資産１か所　土地　15百万円 合計　19百万円
なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「財産評価基準書」（財団法人大蔵財務協会）等に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。		なお、当資産グループの回収可能価額については、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、路線価等に基づいて奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出した価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。
	※３．その他の特別損失は、役員退職金であります。	

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

当中間連結会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当中間連結会計期間増加株式数（千株）	当中間連結会計期間減少株式数（千株）	当中間連結会計期間末株式数（千株）	摘要
発行済株式					
普通株式	81,669	3,321	－	84,990	（注１）
合　計	81,669	3,321	－	84,990	
自己株式					
普通株式	161	19	3	177	（注２）
合　計	161	19	3	177	

（注）１．普通株式の発行済株式総数の増加3,321千株は、新株予約権付社債の権利行使による増加であります。
２．普通株式の自己株式の株式数の増加19千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
普通株式の自己株式の株式数の減少３千株は、単元未満株式の買増しによる減少であります。

２．配当に関する事項

配当金支払額

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たりの金額（円）	基準日	効力発生日
平成18年６月23日定時株主総会	普通株式	203	2.5	平成18年３月31日	平成18年６月23日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たりの金額（円）	基準日	効力発生日
平成18年11月21日取締役会	普通株式	212	その他利益剰余金	2.5	平成18年９月30日	平成18年12月８日

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間連結会計期間（自　平成17年４月１日　至　平成17年９月30日）	当中間連結会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）	前連結会計年度（自　平成17年４月１日　至　平成18年３月31日）
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （単位：百万円） 平成17年９月30日現在 現金預け金勘定　19,804 定期預け金　△1,137 その他の預け金　△1,249 現金及び現金同等物　17,417	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （単位：百万円） 平成18年９月30日現在 現金預け金勘定　28,552 定期預け金　△11,280 その他の預け金　△1,386 現金及び現金同等物　15,885	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （単位：百万円） 平成18年３月31日現在 現金預け金勘定　21,358 定期預け金　△1,179 その他の預け金　△1,916 現金及び現金同等物　18,262

（リース取引関係）

前中間連結会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 （貸手側） ・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 動産　9,439百万円 減価償却累計額 動産　5,605百万円 中間連結会計期間末残高 動産　3,833百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 １年内　1,431百万円 １年超　2,614百万円 合計　4,045百万円 ・当中間連結会計期間の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料　928百万円 減価償却費　801百万円 受取利息相当額　104百万円 ・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 （減損損失について） リース資産に配分された減損損失はありません。 （借手側） ―――	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 （貸手側） ・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 動産　7,711百万円 減価償却累計額 動産　4,391百万円 中間連結会計期間末残高 動産　3,320百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 １年内　1,261百万円 １年超　2,365百万円 合計　3,627百万円 ・当中間連結会計期間の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料　782百万円 減価償却費　630百万円 受取利息相当額　82百万円 ・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 （減損損失について） リース資産に配分された減損損失はありません。 （借手側） ―――	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 （貸手側） ・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び年度末残高 取得価額 動産　9,069百万円 減価償却累計額 動産　5,466百万円 年度末残高 動産　3,603百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 １年内　1,277百万円 １年超　2,502百万円 合計　3,780百万円 ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料　1,733百万円 減価償却費　1,496百万円 受取利息相当額　192百万円 ・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 （減損損失について） リース資産に配分された減損損失はありません。 （借手側） ―――

（有価証券関係）

※１．前連結会計年度末は、連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

※２．「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表及び財務諸表における注記事項として記載しております。

Ⅰ　前中間連結会計期間末

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成17年９月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	1,000	1,021	21	21	－
地方債	1,941	1,931	△10	－	10
社債	1,300	1,305	5	5	－
その他	3,500	3,460	△39	16	56
合計	7,741	7,718	△23	43	66

（注）１．時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
２．「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

２．その他有価証券で時価のあるもの（平成17年９月30日現在）

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	1,920	2,900	980	990	10
債券	86,323	86,274	△48	312	361
国債	52,061	51,880	△180	102	283
地方債	1,600	1,593	△6	5	12
社債	32,662	32,800	137	203	66
その他	8,865	9,003	137	181	44
合計	97,109	98,178	1,069	1,484	415

（注）１．中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
２．「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

３．時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成17年９月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
社債	450
その他有価証券	
非上場株式	758

Ⅱ　当中間連結会計期間末

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年９月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
国債	1,000	979	△21
地方債	1,879	1,850	△28
社債	1,300	1,294	△5
その他	3,500	3,413	△86
合計	7,679	7,537	△142

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

２．その他有価証券で時価のあるもの（平成18年９月30日現在）

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）
株式	5,159	6,118	959
債券	92,507	91,016	△1,491
国債	56,023	54,810	△1,212
地方債	1,533	1,513	△19
社債	34,950	34,692	△258
その他	7,606	7,529	△76
合計	105,273	104,664	△608

（注）中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

３．時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成18年９月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
社債	740
その他有価証券	
非上場株式	766

Ⅲ　前連結会計年度末

１．売買目的有価証券（平成18年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	49	△0

２．満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	1,000	965	△34	－	34
地方債	1,910	1,848	△61	－	61
社債	1,300	1,288	△11	－	11
その他	3,500	3,325	△174	1	175
合計	7,710	7,428	△282	1	283

（注）１．時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
２．「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

３．その他有価証券で時価のあるもの（平成18年３月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	2,691	4,001	1,310	1,315	4
債券	85,991	83,595	△2,396	30	2,426
国債	51,420	49,529	△1,890	6	1,897
地方債	1,566	1,529	△37	2	39
社債	33,003	32,535	△468	21	489
その他	6,957	6,917	△39	64	104
合計	95,640	94,514	△1,125	1,410	2,535

（注）１．連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
２．「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

４．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成17年４月１日　至　平成18年３月31日）
該当事項なし

５．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成17年４月１日　至　平成18年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	30,030	814	71

６．時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成18年３月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
社債	550
その他有価証券	
非上場株式	758

７．保有目的を変更した有価証券

該当事項なし

８．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成18年３月31日現在）

	１年以内（百万円）	１年超５年以内（百万円）	５年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
債券	3,561	51,139	8,656	24,997
国債	1,405	20,702	4,393	24,028
地方債	150	1,316	1,973	－
社債	2,006	29,121	2,288	969
その他	1,002	2,928	2,500	1,541
合計	4,564	54,068	11,156	26,539

（金銭の信託関係）

Ⅰ　前中間連結会計期間末（平成17年９月30日現在）

Ⅱ　当中間連結会計期間末（平成18年９月30日現在）

Ⅲ　前連結会計年度末（平成18年３月31日現在）

該当事項なし

（その他有価証券評価差額金）

Ⅰ　前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金（平成17年９月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	1,069
その他有価証券	1,069
その他の金銭の信託	―
（△）繰延税金負債	341
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	727
（△）少数株主持分相当額	0
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	726

Ⅱ　当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金（平成18年９月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△608
その他有価証券	△608
その他の金銭の信託	―
（＋）繰延税金資産	306
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△302
（△）少数株主持分相当額	1
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	△303

Ⅲ　前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金（平成18年３月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△1,125
その他有価証券	△1,125
その他の金銭の信託	―
（＋）繰延税金資産	533
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△591
（△）少数株主持分相当額	1
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	△593

（デリバティブ取引関係）

Ⅰ　前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成17年９月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	―	―	―
	金利オプション	―	―	―
店頭	金利先渡契約	―	―	―
	金利スワップ	―	―	―
	金利オプション	―	―	―
	その他	―	―	―
	合計	――――	―	―

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成17年９月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	―	―	―
	通貨オプション	―	―	―
店頭	通貨スワップ	―	―	―
	為替予約	―	―	―
	通貨オプション	―	―	―
	その他	―	―	―
	合計	――――	―	―

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成17年９月30日現在）

該当事項なし

(4) 債券関連取引（平成17年９月30日現在）

該当事項なし

(5) 商品関連取引（平成17年９月30日現在）

該当事項なし

(6) クレジットデリバティブ取引（平成17年９月30日現在）

該当事項なし

Ⅱ　当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成18年９月30日現在）

金利スワップの特例処理を適用しているもの以外の取引はありません。

(2) 通貨関連取引（平成18年９月30日現在）

ヘッジ会計を適用している取引以外の取引はありません。

(3) 株式関連取引（平成18年９月30日現在）

該当事項なし

(4) 債券関連取引（平成18年９月30日現在）

該当事項なし

(5) 商品関連取引（平成18年９月30日現在）

該当事項なし

(6) クレジットデリバティブ取引（平成18年９月30日現在）

該当事項なし

Ⅲ　前連結会計年度末

１．取引の状況に関する事項（自平成17年４月１日　至平成18年３月31日）

(1) 取引の内容

金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引ならびに為替予約取引を利用しております。

(2) 取引に対する取組方針

将来の金利・為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 取引の利用目的

金利スワップ取引は、当行の資産・負債に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で利用しております。通貨スワップ取引、先物為替予約取引は、外貨建債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクを回避する目的で行っています。

なお、当行が利用しているデリバティブ取引には、投機目的のものはありません。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクの要素を内包しております。市場リスクは、金融商品の金利、為替相場の市場価格の変動によって損失を被る可能性であります。また、信用リスクは取引の相手方がデフォルト等により当初の契約条件の履行ができなくなるリスクですが、その被る損失額は当該契約を再構築するために必要な費用額に限定されております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

リスク管理体制につきましては、ＡＬＭ委員会においてデリバティブ取引の運用状況の報告及び取組方針の決定が行われ、これを受けて取引限度額、取引手続き等を定めた行内規程に基づき取引が行われております。

デリバティブ取引は、ポジション管理、決済管理及び取引の確認を市場金融部で行っております。金利スワップ取引、通貨スワップ取引ならびに為替予約取引は月次で、ポジションを時価評価し、損益状況の把握を行い、一定の限度を超えるリスクが発生しないよう管理しております。また、為替予約取引につきましては、ポジション限度額を設定して、為替リスクの管理を行っております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

当連結会計年度の当行グループのデリバティブ取引には金利スワップの特例処理を適用しているので、該当事項はありません。

２．取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成18年３月31日現在）

該当事項なし

(2) 通貨関連取引（平成18年３月31日現在）

該当事項なし

(3) 株式関連取引（平成18年３月31日現在）

該当事項なし

(4) 債券関連取引（平成18年３月31日現在）

該当事項なし

(5) 商品関連取引（平成18年３月31日現在）

該当事項なし

(6) クレジットデリバティブ取引（平成18年３月31日現在）

該当事項なし

（セグメント情報）

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自　平成17年４月１日　　至　平成17年９月30日）

	銀行業務（百万円）	リース業務（百万円）	その他業務（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
経常収益						
（１）外部顧客に対する経常収益	7,201	1,024	467	8,694	―	8,694
（２）セグメント間の内部経常収益	167	95	155	418	(418)	―
計	7,369	1,119	623	9,112	(418)	8,694
経常費用	6,431	1,058	527	8,017	(415)	7,602
経常利益	937	61	95	1,095	(3)	1,091

当中間連結会計期間（自　平成18年４月１日　　至　平成18年９月30日）

	銀行業務（百万円）	リース業務（百万円）	その他業務（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
経常収益						
（１）外部顧客に対する経常収益	7,039	972	481	8,493	―	8,493
（２）セグメント間の内部経常収益	158	86	90	335	(335)	―
計	7,198	1,059	571	8,829	(335)	8,493
経常費用	6,449	1,015	514	7,979	(332)	7,647
経常利益	749	43	56	849	(2)	846

前連結会計年度（自　平成17年４月１日　至　平成18年３月31日）

	銀行業務（百万円）	リース業務（百万円）	その他業務（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
経常収益						
（１）外部顧客に対する経常収益	14,555	2,090	1,017	17,664	―	17,664
（２）セグメント間の内部経常収益	319	185	265	771	(771)	―
計	14,875	2,276	1,283	18,435	(771)	17,664
経常費用	13,134	2,082	1,100	16,317	(765)	15,551
経常利益	1,740	193	183	2,118	(5)	2,112

（注）１．一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
２．業務区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。なお、「その他業務」はクレジットカード業務等であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自　平成17年４月１日　至　平成17年９月30日）
当中間連結会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）
前連結会計年度（自　平成17年４月１日　至　平成18年３月31日）

当行は在外支店及び在外子会社を有していないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間（自　平成17年４月１日　至　平成17年９月30日）
当中間連結会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）
前連結会計年度（自　平成17年４月１日　至　平成18年３月31日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

（１株当たり情報）

		前中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日)	前連結会計年度 (自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日)
１株当たり純資産額	円	265.24	257.32	251.34
１株当たり中間（当期）純利益	円	6.30	5.52	11.92
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	円	―	5.03	11.90

（注）１．「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号平成14年９月25日）が平成18年１月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、１株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。当中間連結会計期間については「繰延ヘッジ損益」の金額が僅少であるため、これによる１株当たり純資産額への影響はありません。

２．１株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日)	前連結会計年度 (自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日)
１株当たり中間（当期）純利益				
中間（当期）純利益	百万円	481	456	936
普通株主に帰属しない金額	百万円	―	―	―
普通株式に係る中間（当期）純利益	百万円	481	456	936
普通株式の（中間）期中平均株式数	千株	76,342	82,668	78,599
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益				
中間（当期）純利益調整額	百万円	―	0	8
うち事務手数料（税額相当額控除後）	百万円	―	0	8
普通株式増加数	千株	―	8,120	803
うち新株予約権付社債	千株	―	8,120	803

３．なお、前中間連結会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 （平成17年９月30日）	当中間連結会計期間末 （平成18年９月30日）	前連結会計年度 （平成18年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	―	23,908	―
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	―	2,083	―
（うち少数株主持分）	(―)	(2,083)	(―)
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額（百万円）	―	21,824	―
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式の数（千株）	―	84,813	―

(2) 【その他】

該当事項なし

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 （平成17年９月30日）		当中間会計期間末 （平成18年９月30日）		前事業年度の要約貸借対照表 （平成18年３月31日）	
区分	注記番号	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
（資産の部）							
現金預け金	※８	19,576	3.13	28,325	4.33	21,131	3.39
コールローン		29,235	4.68	50,100	7.67	29,700	4.77
買入金銭債権		500	0.08	500	0.08	500	0.08
商品有価証券		38	0.01	76	0.01	49	0.01
有価証券	※1,8	107,118	17.14	113,834	17.42	103,526	16.62
貸出金	※2,3,4,5,6,7,9	446,366	71.43	438,470	67.09	444,991	71.42
外国為替	※７	112	0.02	190	0.03	218	0.03
その他資産	※８	2,123	0.34	1,999	0.31	2,747	0.44
動産不動産	※8,10,11,12	8,567	1.37	－	－	8,434	1.35
有形固定資産	※10,11,12	－	－	8,388	1.28	－	－
無形固定資産		－	－	371	0.06	－	－
繰延税金資産		5,397	0.86	5,291	0.81	5,827	0.94
支払承諾見返		10,718	1.72	10,283	1.57	10,490	1.68
貸倒引当金		△4,857	△0.78	△4,299	△0.66	△4,569	△0.73
資産の部合計		624,898	100.00	653,532	100.00	623,046	100.00

		前中間会計期間末 （平成17年９月30日）		当中間会計期間末 （平成18年９月30日）		前事業年度の要約貸借対照表 （平成18年３月31日）	
区分	注記番号	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
（負債の部）							
預金	※８	584,709	93.57	611,967	93.64	580,555	93.18
借用金	※13	1,500	0.24	1,537	0.23	1,537	0.25
外国為替		0	0.00	0	0.00	0	0.00
社債	※14	1,200	0.19	1,200	0.18	1,200	0.19
新株予約権付社債		―	―	2,000	0.31	2,800	0.45
その他負債		1,843	0.30	1,151	0.18	2,375	0.38
退職給付引当金		2,397	0.38	2,411	0.37	2,442	0.39
再評価に係る繰延税金負債	※10	1,203	0.19	1,291	0.20	1,292	0.21
支払承諾		10,718	1.72	10,283	1.57	10,490	1.68
負債の部合計		603,573	96.59	631,843	96.68	602,693	96.73
（資本の部）							
資本金		6,728	1.08	―	―	6,828	1.10
資本剰余金		4,667	0.75	―	―	4,767	0.77
資本準備金		4,659		―		4,759	
その他資本剰余金		7		―		8	
利益剰余金		7,459	1.19	―	―	7,701	1.24
利益準備金		1,775		―		1,815	
任意積立金		4,593		―		4,593	
中間（当期）未処分利益		1,090		―		1,292	
土地再評価差額金	※10	1,775	0.28	―	―	1,685	0.27
その他有価証券評価差額金		726	0.12	―	―	△593	△0.10
自己株式		△32	△0.01	―	―	△37	△0.01
資本の部合計		21,325	3.41	―	―	20,353	3.27
負債及び資本の部合計		624,898	100.00	―	―	623,046	100.00
（純資産の部）							
資本金		―	―	7,231	1.11	―	―
資本剰余金		―	―	5,165	0.79	―	―
資本準備金		―		5,156		―	
その他資本剰余金		―		8		―	
利益剰余金		―	―	7,955	1.22	―	―
利益準備金		―		1,856		―	
その他利益剰余金		―		6,098		―	
退職慰労積立金		―		149		―	
別途積立金		―		4,713		―	
繰越利益剰余金		―		1,235		―	
自己株式		―	―	△41	△0.01	―	―
株主資本合計		―	―	20,309	3.11	―	―
その他有価証券評価差額金		―	―	△303	△0.05	―	―
繰延ヘッジ損益		―	―	0	0.00	―	―
土地再評価差額金	※10	―	―	1,683	0.26	―	―
評価・換算差額等合計		―	―	1,379	0.21	―	―
純資産の部合計		―	―	21,689	3.32	―	―
負債及び純資産の部合計		―	―	653,532	100.00	―	―

②【中間損益計算書】

区分	注記番号	前中間会計期間（自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日） 金額（百万円）	百分比（%）	当中間会計期間（自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日） 金額（百万円）	百分比（%）	前事業年度の要約損益計算書（自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日） 金額（百万円）	百分比（%）
経常収益		7,268	100.00	7,110	100.00	14,685	100.00
資金運用収益		5,773		5,783		11,574	
（うち貸出金利息）		(5,200)		(5,099)		(10,399)	
（うち有価証券利息配当金）		(479)		(511)		(999)	
役務取引等収益		1,040		1,045		2,129	
その他業務収益		255		106		315	
その他経常収益		199		173		665	
経常費用		6,341	87.25	6,362	89.49	12,963	88.28
資金調達費用		225		394		444	
（うち預金利息）		(122)		(249)		(243)	
役務取引等費用		478		483		966	
その他業務費用		70		120		118	
営業経費	※１	4,738		4,709		9,368	
その他経常費用	※２	829		655		2,065	
経常利益		926	12.75	747	10.51	1,721	11.72
特別利益		59	0.81	52	0.74	135	0.92
特別損失	※３	21	0.29	27	0.39	24	0.16
税引前中間(当期)純利益		964	13.27	771	10.86	1,833	12.48
法人税、住民税及び事業税		648	8.92	9	0.13	627	4.27
法人税等調整額		△153	△2.12	307	4.33	291	1.98
中間（当期）純利益		470	6.47	454	6.40	914	6.23
前期繰越利益		619		―	―	619	
退職慰労積立金取崩額		1		―	―	1	
中間配当額		―		―	―	202	
中間配当に伴う利益準備金積立額		―		―	―	40	
中間(当期)未処分利益		1,090		―	―	1,292	

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					退職慰労積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年３月31日　残高（百万円）	6,828	4,759	8	1,815	130	4,463	1,292	△37	19,260
中間会計期間中の変動額									
新株の発行	402	397	－	－	－	－	－	－	800
剰余金の配当（注）	－	－	－	41	－	－	△244	－	△203
中間純利益	－	－	－	－	－	－	454	－	454
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△5	△5
自己株式の処分	－	－	0	－	－	－	－	0	1
退職慰労積立金の積立（注）	－	－	－	－	30	－	△30	－	－
退職慰労積立金の取崩	－	－	－	－	△10	－	10	－	－
別途積立金の積立（注）	－	－	－	－	－	250	△250	－	－
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	－	2	－	2
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	402	397	0	41	19	250	△56	△4	1,049
平成18年９月30日　残高（百万円）	7,231	5,156	8	1,856	149	4,713	1,235	△41	20,309

	評価・換算差額等		
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金
平成18年３月31日　残高（百万円）	△593	－	1,685
中間会計期間中の変動額			
新株の発行	－	－	－
剰余金の配当（注）	－	－	－
中間純利益	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－
自己株式の処分	－	－	－
退職慰労積立金の積立（注）	－	－	－
退職慰労積立金の取崩	－	－	－
別途積立金の積立（注）	－	－	－
土地再評価差額金の取崩	－	－	－
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	289	0	△2
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	289	0	△2
平成18年９月30日　残高（百万円）	△303	0	1,683

（注）平成18年６月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
１．商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。	同左	同左
２．有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行なっております。	同左	同左
４．固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　９年～30年 動産　３年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　９年～30年 動産　３年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　９年～30年 動産　３年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。
５．繰延資産の処理方法	社債発行費及び新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。	社債発行費及び新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

	前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
６．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く。）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く。）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く。）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

	前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,066百万円であります。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,549百万円であります。 (2) 退職給付引当金 同左	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,961百万円であります。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
７．外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
８．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
９．ヘッジ会計の方法	為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。	為替変動リスク・ヘッジ 同左	為替変動リスク・ヘッジ 同左
10．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
（固定資産の減損に係る会計基準） 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号平成15年10月31日）を当中間会計期間から適用しております。これにより税引前中間純利益は19百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。	（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号平成17年12月９日）を当中間会計期間から適用しております。 当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は21,689百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。	（固定資産の減損に係る会計基準） 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号平成15年10月31日）を当事業年度から適用しております。これにより税引前当期純利益は19百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

表示方法の変更

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）
―――――	「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年４月28日）により改正され、平成18年４月１日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。 (1)　「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職慰労積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。 (2)　総額で繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益として「その他資産」及び「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 (3)　「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。 (4)　「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

前中間会計期間末 （平成17年９月30日）	当中間会計期間末 （平成18年９月30日）	前事業年度末 （平成18年３月31日）
※１．子会社の株式総額 ０百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第２条第８項に規定する子会社であります。	※１．関係会社の株式総額 ３百万円	※１．子会社の株式総額 ０百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第２条第８項に規定する子会社であります。
※２．貸出金のうち、破綻先債権額は1,569百万円、延滞債権額は16,991百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	※２．貸出金のうち、破綻先債権額は2,086百万円、延滞債権額は13,873百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	※２．貸出金のうち、破綻先債権額は1,775百万円、延滞債権額は14,479百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※３．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は354百万円であります。 なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※３．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は335百万円であります。 なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※３．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は295百万円であります。 なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,228百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,457百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,629百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
※５．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,144百万円であります。 なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※５．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は24,752百万円であります。 なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※６．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、2,003百万円であります。	※５．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,179百万円であります。 なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前中間会計期間末 （平成17年９月30日）	当中間会計期間末 （平成18年９月30日）	前事業年度末 （平成18年３月31日）
※７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,897百万円であります。	※７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,348百万円であります。	※７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,876百万円であります。
※８．担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券　4,870百万円 担保資産に対応する債務 預金　3,166百万円 上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券34,470百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は60百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、０百万円であります。	※８．担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券　4,688百万円 現金　５百万円 担保資産に対応する債務 預金　3,311百万円 上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券34,592百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は40百万円、敷金は16百万円であります。	※８．担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券　4,626百万円 現金　２百万円 担保資産に対応する債務 預金　5,122百万円 上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券39,996百万円を差し入れております。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、０百万円であります。
※９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、137,781百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが132,117百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、146,359百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが130,459百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、147,450百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが127,843百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

前中間会計期間末 （平成17年９月30日）	当中間会計期間末 （平成18年９月30日）	前事業年度末 （平成18年３月31日）
※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,603百万円	※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,938百万円	※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年３月31日 同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,924百万円
※11. 動産不動産の減価償却累計額 8,567百万円	※11. 有形固定資産の減価償却累計額 8,885百万円	※11. 動産不動産の減価償却累計額 8,743百万円
※12. 動産不動産の圧縮記帳額 537百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額　－百万円)	※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 511百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額　－百万円)	※12. 動産不動産の圧縮記帳額 511百万円 (当事業年度圧縮記帳額　－百万円)
※13. 借用金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	※13. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。	※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。
※14. 社債は、劣後特約付社債であります。	※14. 社債は、劣後特約付社債であります。	※14. 社債は、劣後特約付社債であります。
15. 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 30百万円	15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 30百万円	15. 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 34百万円

（中間損益計算書関係）

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
※１．減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産　207百万円 その他　39百万円	※１．減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産　175百万円 その他　56百万円	※１．減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産　423百万円 その他　95百万円
※２．その他経常費用には、貸倒引当金繰入額420百万円及び貸出金償却357百万円を含んでおります。	※２．その他経常費用には、貸出金償却452百万円及び貸倒引当金繰入額167百万円を含んでおります。	※２．その他経常費用には、貸出金償却981百万円及び貸倒引当金繰入額878百万円を含んでおります。
※３．特別損失には、減損損失19百万円を含んでおります。 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号平成15年10月31日）を当中間会計期間から適用しております。 当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産は各々を1つの単位としてグルーピングを行っております。 営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ２か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額19百万円を特別損失に計上しております。	※３．特別損失には、減損損失13百万円及び役員退職金10百万円を含んでおります。	※３．固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号平成15年10月31日）を当事業年度から適用しております。 当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産は各々を1つの単位としてグルーピングを行っております。 営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ２か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額19百万円を減損損失として特別損失に計上しております。
区分　地域　主な用途　種類　減損損失 稼動資産　岩手県外　営業店舗１か所　建物　３百万円 遊休資産　岩手県内　遊休資産１か所　土地　15百万円 合計　19百万円		区分　地域　主な用途　種類　減損損失 稼動資産　岩手県外　営業店舗１か所　建物　３百万円 遊休資産　岩手県内　遊休資産１か所　土地　15百万円 合計　19百万円
なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「財産評価基準書」（財団法人大蔵財務協会）等に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。		なお、当資産グループの回収可能価額については、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、路線価等に基づいて奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出した価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（千株）	当中間会計期間増加株式数（千株）	当中間会計期間減少株式数（千株）	当中間会計期間末株式数（千株）	摘要
自己株式					
普通株式	161	19	3	177	（注）
合　計	161	19	3	177	

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加19千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
普通株式の自己株式の株式数の減少３千株は、単元未満株式の買増しによる減少であります。

（リース取引関係）

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 （借手側） ・　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産　544百万円 減価償却累計額相当額 動産　343百万円 中間会計期間末残高相当額 動産　200百万円 ・　未経過リース料中間会計期間末残高相当額 １年内　99百万円 １年超　111百万円 合計　211百万円 ・　リース資産減損勘定の中間会計期間末残高　－百万円 ・　支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料　62百万円 減価償却費相当額　55百万円 支払利息相当額　5百万円 ・　減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・　利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 （減損損失について） リース資産に配分された減損損失はありません。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 （借手側） ・　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産　363百万円 減価償却累計額相当額 動産　259百万円 中間会計期間末残高相当額 動産　104百万円 ・　未経過リース料中間会計期間末残高相当額 １年内　55百万円 １年超　55百万円 合計　111百万円 ・　リース資産減損勘定の中間会計期間末残高　－百万円 ・　支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料　48百万円 減価償却費相当額　43百万円 支払利息相当額　3百万円 ・　減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・　利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 （減損損失について） リース資産に配分された減損損失はありません。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 （借手側） ・　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産　487百万円 減価償却累計額相当額 動産　338百万円 期末残高相当額 動産　149百万円 ・　未経過リース料期末残高相当額 １年内　77百万円 １年超　81百万円 合計　158百万円 ・　リース資産減損勘定の期末残高　－百万円 ・　支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料　119百万円 減価償却費相当額　106百万円 支払利息相当額　10百万円 ・　減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・　利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 （減損損失について） リース資産に配分された減損損失はありません。

（有価証券関係）

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

Ⅰ　前中間会計期間末（平成17年９月30日現在）

Ⅱ　当中間会計期間末（平成18年９月30日現在）

Ⅲ　前事業年度末（平成18年３月31日現在）

該当事項なし

(2) 【その他】

中間配当

平成18年11月21日開催の取締役会において、第87期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	212百万円
１株当たりの中間配当金	2円50銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成18年12月８日

（注）平成18年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法454条第５項に定める剰余金の配当を行います。

第６【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第86期）（自　平成17年４月１日　至　平成18年３月31日）平成18年６月23日　関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

株式会社東北銀行

取締役会　御中

北光監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　小野寺　博行　印

代表社員
業務執行社員　公認会計士　新井田　信也　印

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年４月１日から平成17年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社の平成17年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年４月１日から平成17年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

＊　上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社東北銀行

取締役会　御中

北光監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　遠藤　明哲　印

代表社員
業務執行社員　公認会計士　新井田　信也　印

当監査法人は、証券取引法第 193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社の平成18年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

＊　上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

株式会社東北銀行

取締役会　御中

北光監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　小野寺　博行　印

代表社員
業務執行社員　公認会計士　新井田　信也　印

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第86期事業年度の中間会計期間（平成17年４月１日から平成17年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行の平成17年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年４月１日から平成17年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

＊　上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社東北銀行

取締役会　御中

北光監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　遠藤　明哲　印

代表社員
業務執行社員　公認会計士　新井田　信也　印

当監査法人は、証券取引法第 193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの第87期事業年度の中間会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行の平成18年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

＊　上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。